

渋谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例

平成30年3月9日

条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）に基づく住宅宿泊事業に関し必要な事項を定めることにより、区民の生活環境への悪影響の防止及び子どもが安心して安全に生活できる環境の確保を図るとともに、住宅宿泊事業を通じて、区民及び事業者と国内外からの観光旅客との文化交流を促進し、もって良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(区の責務)

第3条 区は、住宅宿泊事業の適正な管理及び区民の安全で安心な生活環境の確保を図るため、住宅宿泊事業に関し適正な運営を求める施策を策定し、これを実施するものとする。

2 区は、前項の施策を実施するに当たっては、警察、消防、町会（自治会を含む。以下同じ。）その他の関係機関と連携するものとする。

(事業者の責務)

第4条 住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者（以下「住宅宿泊事業者等」という。）は、住宅宿泊事業の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、区が実施する前条第1項の施策に協力するよう努めなければならない。

2 住宅宿泊事業者等は、届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響を防止し、届出住宅を適正に管理するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 住宅宿泊事業の実施に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。

(2) 届出住宅の防犯対策を徹底すること。

(3) 宿泊者に対し、次条に掲げる行為をしないよう指導すること。

(4) 震災の発生に備えて、届出住宅内に非常用食料及び飲料の備蓄並びに救出用具及び避難用具の設置を行うこと。

(宿泊者の責務)

第5条 宿泊者は、届出住宅及び届出住宅の敷地において、届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響を防止するため、次に掲げる行為をしないよう努めなければならない。

- (1) 音響機器等により生活が著しく阻害される騒音を発すること。
- (2) 保安上危険な物又は衛生上有害な物を持ち込むこと。
- (3) 指定された場所以外にごみ等を捨てること。
- (4) 指定された場所以外で喫煙すること。

(事前周知)

第6条 住宅宿泊事業を営もうとする者は、住宅宿泊事業を営もうとする住宅の周辺地域の住民及び町会に対し、法第3条第1項の届出をしようとする日の7日前までに、住宅の所在地その他区規則で定める事項について対面又は書面による周知を行わなければならない。

(住宅宿泊事業の実施の制限)

第7条 法第18条の規定により、条例で定める区域は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
- (2) 東京都文教地区建築条例（昭和25年東京都条例第88号）で定める第1種文教地区及び第2種文教地区

2 住宅宿泊事業を営もうとする住宅の敷地が、前項に定める区域の内外にわたる場合においては、その敷地の全部について、敷地の過半の属する区域の規定を適用する。

3 第一項に規定する区域において、次に掲げる期間は、住宅宿泊事業の実施を制限する。

- (1) 4月5日から7月20日まで
- (2) 8月29日から10月の第2月曜日の前の週の水曜日まで
- (3) 10月の第2月曜日の前の週の土曜日から12月25日まで
- (4) 1月7日から3月25日まで

4 住宅宿泊事業者のうち次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者で、届出住宅の周辺地域の住民及び町会からの苦情等に迅速に対応できる体制が確保できると認められるものについては、前項の規定は適用しない。

- (1) 届出住宅の敷地からおおむね半径100メートル以内の区域に自己の生活の本拠として使用する住宅又は住宅宿泊管理業者の営業所若しくは事務所があること。
- (2) 前号に該当していることを示す地図等の書類及び緊急時における連絡先その他必要な事項を記載した届出書を区に提出していること。
- (3) 住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者が、町会その他地域団体に加入していること。

- (4) 住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理者が、届出住宅の周辺地域の住民及び町会に対し、届出住宅の所在地その他区規則で定める事項について対面による事前周知を実施していること。
- 5 前項各号に規定するもののほか、苦情等に迅速に対応できる体制の確保に関し必要な事項は、区規則で定める。

(標識の交付等)

- 第8条 区長は、前条第四項の規定に該当する住宅宿泊事業者に対し、区規則で定めるところにより、標識を交付するものとする。
- 2 前項の標識の交付を受けた者は、法第13条に規定する標識と隣接して同項の標識を掲示しなければならない。

(地域活動への参加等)

- 第9条 区は、地域の活性化を図るため、届出住宅の周辺地域の住民、町会、住宅宿泊事業者等及び宿泊者の交流の機会の確保その他必要な施策を実施するものとする。
- 2 区は、前項の施策を実施するに当たっては、届出住宅の周辺地域の住民及び町会の意見を十分に反映させるとともに、町会その他地域団体及び関係機関と相互に連携し、協力するものとする。
- 3 住宅宿泊事業者等は、第1項の施策の目的を理解し、町会その他地域団体と宿泊者との交流の充実を図るとともに、町会その他地域団体が実施する地域活動に積極的に参加するよう努めるものとする。
- 4 宿泊者は、第1項の施策の目的を理解し、町会その他地域団体が実施する地域活動に積極的に参加するとともに、町会その他地域団体との交流を深めるよう努めるものとする。

(情報提供)

- 第10条 区は、住宅宿泊事業の適正な運営を円滑に支援するため、警察、消防等と届出住宅に係る情報を共有するものとする。

(報告の徴収及び立入検査)

- 第11条 区長は、第7条の規定の施行に必要な限度において、住宅宿泊事業者等に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、届出住宅その他の施設に立ち入り、その業務の実施状況を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(過料)

第12条 第7条第1項から第3項までの規定に違反した者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。